

平成20年度 共通仕様書(土木工事編)の改正について

平成20年7月1日改正

[土木工事編]

第1編 共通編 第1章 総則

1-1-5 設計図書の照査等(p.7)

設計図書と現場が一致していない場合、その資料を書面で提出することとなっているが、一致している場合でも照査結果を書面で提出することを追加。

2 . . . また、該当する事実が無い場合についても、照査結果を書面で提出し、確認を求めなければならない。

1-1-8 工事カルテ作成、登録(p.8)

変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合を追記。

. . . 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負金額の変更の場合は原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。 . . .

1-1-13 工事の下請負(p.10)

一般競争入札に変わったことによる追加

2 . 下請負者が、地方自治法施行令第167条の4の規定及び福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

一般競争入札に変わったことによる修正

3 . 下請負が福島県の工事指名競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。



3 . 下請負が福島県の建設工事入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

1-1-19 工期変更(p.28)

4項で請負者から工期延長を求められた場合の記載があるが、約款では発注者から工期短縮を求める場合の条項があるため仕様書でも追加した。

5 . 請負者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。

1-1-22 建設副産物(p.15)

平成20年4月1日から「産業廃棄物管理票交付等状況報告制度」が義務づけられたことを追加。このため、産業廃棄物処理票（マニフェスト）を交付した全ての排出事業者は交付枚数及び排出量の多少にかかわらず、全て報告制度の対象となる。

8. 請負者は、産業廃棄物処理票（マニフェスト）を交付したときは、「産業廃棄物管理票交付等状況報告制度」に基づき所定の様式に必要事項を記入し、毎年6月30日までに前年度の実績を各振興局等に報告しなければならない。ただし、電子マニフェストにより交付したものについては報告の必要はない。（詳細は、共通仕様書土木工事編（参考資料）による。）

1-1-25 工事完成検査(p.26)

工事完成時の提出資料の中で、社内検査結果資料は施工確認願いで提出済みのものは重複して提出しないことを追加。

(5)社内検査結果資料（施工確認願いで提出済みのものは除く）

1-1-33 工事中の安全確保(p.32)

請負者は、関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならないこととなっているが、関係機関から安全に関する指摘を受けた場合、監督員に報告することを追加。

12. なお、上記の関係機関から安全確保に関する指摘、改善命令等が文書により行われた場合は、すみやかに監督員に報告しなければならない。

1-1-39 交通安全管理(p.39)

保安施設設備基準により交通安全管理を行うことを追加。

17. 請負者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ、一般交通に支障のないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。

18. 請負者は、供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、保安施設設備基準を遵守するものとする。

1-1-51 低入札価格調査制度対象工事(p.49)

低入札価格調査制度について追加

1. 低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合には、重点監督の対象となるため、請負者はこれに応じなければならない。

2. 請負者は、低入札価格調査制度調査対象となった工事については、発注者が別途指示するところに従い、施工時確認調査等の調査に協力しなければならない。

3. 主任技術者又は監理技術者専任配置が義務づけられている工事において、

低入札価格調査における調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を専任で配置しなければならない。

第1編 共通編 第2章 土工

2-3-3 盛土工 19(p.58) 2-4-3 路床盛土工 17(p.65) 2-4-4 路体盛土工 20(p.67)

盛土の土羽に使用する材料は浸食のおそれのないものを使用することを追加。

・請負者は、土羽土の施工にあたり、法面浸食のおそれのない粘着性のある材料を使用しなければならない。

第2編 材料編 第2章 土木工事材料

2-5-20 落石防止柵の亜鉛めっき(p.123)

落石防止柵のめっきの規格について追加。

2-6-2 セメント(p.124) 表2 - 17

表中にエコセメントを追加。

2-7-4 コンクリート法留(プレキャスト製品)(p.128)

コンクリート法留製品の規格について追加。

2-8-4 アスファルト注入材料(p.136)

アスファルト注入材料の規格について追加。

2-12-2 区画線(p.141)

表中に水性型の規格を追加。

2-13-4 河川護岸用吸い出し防止シート(p.142)

シート敷設方法、重ね幅について追加。

2-13-5 無収縮モルタル(p.144)

無収縮モルタルの品質規格を追加。

2-13-6 トンネル防水工(p.144)

防水シートの規格について追加。

2-13-7 雑石(沈石用)(p.145)

雑石の材料確認方法について追加。

第3編 共通編 第1章 一般施工

1-1-51 道路付属物工(p.166)

デリネーターは、支柱に道路管理者名「福島県」が入った材料使用することの記述を追加。

5 . 請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱に道路管理者名「福島県」が入った材料を使用しなければならない。

1-6-8 ブロック舗装(p.240)

ブロックの目地について追加。

7 . 請負者は、ブロックの目地が2～3mm程度、敷設が常に目地ラインを真っ直ぐになるようにしなければならない。

第4編 道路編

第2章 舗装 2-10-3 道路植栽工 道路植栽工(p.302)

地下埋設物に損傷を与えた場合の修復は、請負者負担で行うことを追加。

6 . (1) . . . ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。

第3章 橋梁下部 3-8-3 矢板護岸工 笠コンクリート工(p.316)

笠コンクリートの施工について追加。

4 . プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

第4章 鋼橋上部 4-5-3 橋梁現場塗装工 現場塗装工(p.343)

コンクリート接合部には無機ジンクリッチペイントを塗布することを追加。

15 また、箱げた上フランジなどのコンクリート接続部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30 μ m塗布するものとする。

4-6-1 床版工 一般事項(p.345)

床版コンクリートの打設順序、打設設備等は、施工計画書に記載しなければならないことを追加。

4-7-2 橋梁付属物工 伸縮装置工(p.347)

伸縮装置の施工について追加。

3 . 請負者は、伸縮装置に用いるシール材及びバックアップ材の種類について、監督員の承諾を得なければならない。

4 . 請負者は、鋼製伸縮装置の製作においては、床版施工時期を考慮して伸縮量及び遊間量を計算し、仮付けを行わなければならない。

第6章 トンネル(NATM) 6-4-1 支保工 一般事項(p.379)

支保工間隔の変動について追加。

- 5. 支保工間隔は、地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本数に変更がなければ所定の建込間隔とみなすものとする。

6-7-2 支保工 ロックボルト工(p.380)

フォアパイリングの突孔角のについて追加。

- 6. 先打ちボルト(フォアパイリング)の突孔角度等詳細については、監督員の承諾を得るものとする。

第15章 道路維持 15-4-4 舗装工 舗装打換え工(p.429)

舗設時の締固め、段差擦付について追加。

- (2)隅角部、縁部の締固めは、特に入念に行わなければならない。
- (4)車道打換等によって生じる段差の擦付について、横断方向(車の進行方向)の段差は5%以内の勾配で日々行い、交通開放しなければならない。なお、縦断方向(道路中心線方向)の段差は原則としてつくってはならない。

15-21-2 除草工 道路除草工(p.456)

除草時に異常を発見した場合及び清掃について追加。

- 2. 請負者は、除草中に又は後片付け中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
- 3. 請負者は除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空き缶等の異物を除去する等の清掃を行うものとする。
- 4. . . . 中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、又、法面では速やかに片付けなければならない。

第17章 消雪工(p.481)

消雪工の仕様は古く、最近の実態と合っていないため、実態にあった内容とした。

(国の共通仕様書機械設備編を準用、修正)

第5編 河川編

第1章 築堤・護岸

第12節 仮量水標(p.524)

施工中の水位の観測について追加。

第13節 護岸法覆工(p.524)

連節ブロック張工の施工について追加。

かごマットについて、多段積みと被覆鉄線使用の特殊かごマットの規格、仕様について追加。

[土木工事編]

1. 舗装工(表層工)全部について(p.69、p.75、p.77、p.137、p.141、p.143、p.145、p.153)
高さ管理の規格値は無いが、全測点で管理・測定を行うこととする。

「基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。」

2. 写真管理基準

- (1) 写真の省略(p.350)

立会検査時の写真について、立会状況写真のみを撮影添付とすることを記載。

「(3)監督員が臨場して行う段階確認における写真は、立会状況写真のみを数枚撮影し、その写真は確認書に添付して監督員が原本を保管する。」

- (2) 工事写真の整理方法(p.351)

提出頻度についての記載を追加。

「(2)・・・なお、提出頻度とは請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。」

- (3) その他(p.352)

撮影箇所一覧表の用語(代表箇所、適宜提出、提出頻度の不要)の定義を追加。

「12. 撮影箇所一覧表の用語の定義

(1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督員の承諾した箇所をいう。

(2)適宜提出とは、監督員が指示した箇所を提出することをいう。

(3)提出頻度の不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいい、撮影を行い、提示を求められた時にすぐに提示が出来るようプリントアウトしておく等は必要であることをいう。」

〔土木工事編（参考資料）〕

土木工事編（参考資料）は、各種様式、要綱、要領等を参考までに掲載したものであるため、各種要綱等の改正により共通仕様書の内容と違う場合は要綱等を優先します。

1 福島県工事請負契約約款(p.3～)

平成20年3月28日改正（総務部入札監理課）

・工事約款の改正に伴うもの

（下請負）

第7条 下請けを行うときは、福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守し、下請け者に対して同要綱の規定を遵守するよう指導することへ変更。

（中間検査）

第31条の2 中間検査の項目を新たに追加。

（前払金）

第34条9項 減額変更による超過額返還の遅延利息が年3.4%から3.7%へ変更。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第42条2項、3項 損害金の遅延利息が年3.4%から3.7%へ変更。

（賠償金の徴収）

第48条1項、2項 賠償金の遅延利息が年3.4%から3.7%へ変更。

・仲裁合意について最新の内容、記載例を掲載。（土木部建設産業室）

2 様式

(1)新様式の追加

・確認書 ・工事打合せ簿（平成20年4月1日改正）

(2)様式の廃止

・請負工事指示書、確認立会結果書 ・確認、立会願 ・承諾書、協議書
・支給品使用済報告書 ・支給品返納書

(3)元請・下請関係適正化指導要綱関係様式の改正

・下請工事契約時、完了後チェックリストの追加。

(4)工事現場等における事故発生報告書 入札監理課様式を改正

3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱(p.653)

平成20年2月15日改正（総務部入札監理課）

平成20年3月1日以降入札公告に適用

・下請契約書の記載事項（要綱第5）

下請契約する際には、「請負人は福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を

遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項を記載する。

・チェックリスト（要綱第9）

下請契約を締結するとき及び下請け工事の完了後にそれぞれチェックリスト（様式第1号、第3号）を作成し、適正な手続きがなされているか点検を行う。

・県への提出書類の見直し（要綱第9～第12）（提出書類等一覧 p.665 参照）

全ての下請契約に係る契約書やチェックリストの写しを添付することとなった。

・施工体制点検マニュアル 平成20年4月1日改正（技術管理課）

「施工プロセス」のチェックリストの別添として「施工体制台帳チェックリスト」が追加されている。

公共工事の主な工事標識・看板の掲示整理票を追加。（p.682）

4 建設リサイクルガイドライン(p.343)

平成20年6月25日改正（技術管理課）

・ガイドラインにおける目標値が改正。

5 産業廃棄物管理票交付等状況報告制度(p.687)

平成20年4月1日から報告が必要となった。（生活環境部不法投棄対策課）

・平成20年度から前年度に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した全ての排出事業者は交付状況等の報告が必要となった。電子マニフェストで交付したものについては報告の必要がない。

（平成19年4月1日から平成20年3月31日までに交付したマニフェストについて、平成20年6月30日までに各地方振興局に報告することとなる。）

平成20年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成19年度）						新・条文構成（平成20年度）																	
編	章	節	条	項	編章節条	編	章	節	条	項	編章節条	編	章	節	条	項	編章節条	編	章	節	条	項	
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則
1	1	1	1	0	1	1-1-1	適用	1	1	1	1	0	1	1-1-1	適用	1	1	1	1	0	1	1-1-1	適用
1	1	1	1	2	1	2.	…「土木建築(設備)工事検査実施要綱」…	1	1	1	1	2	1	2.	…「福島県工事検査実施要綱」…	1	1	1	1	2	1	2.	…「福島県工事検査実施要綱」…
1	1	1	1	3	1	3.	契約書に添付されている…	1	1	1	1	3	1	3.	設計図書に添付されている…	1	1	1	1	3	1	3.	設計図書に添付されている…
1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	23	1	23.	検査員とは、約款第31条2項の規定に基づき、…	1	1	1	2	23	1	23.	検査員とは、福島県工事検査実施要綱第4条の規定に基づき、…	1	1	1	2	23	1	23.	検査員とは、福島県工事検査実施要綱第4条の規定に基づき、…
1	1	1	2	24	1	24.	中間検査とは、土木建築工事検査実施要綱に基づき行うものをいい、…	1	1	1	2	24	1	24.	中間検査とは、約款第31条の2及び中間検査実施要領に基づき行うものをいい、…	1	1	1	2	24	1	24.	中間検査とは、約款第31条の2及び中間検査実施要領に基づき行うものをいい、…
1	1	1	5	0	1	1-1-5	設計図書の照査等	1	1	1	5	0	1	1-1-5	設計図書の照査等	1	1	1	5	0	1	1-1-5	設計図書の照査等
1	1	1	5	2	1	2.	…確認を求めなければならない。 なお、…	1	1	1	5	2	1	2.	…確認を求めなければならない。 また、該当する事実が無い場合についても、照査結果を書面で提出し、確認を求めなければならない。 なお、…	1	1	1	5	2	1	2.	…確認を求めなければならない。 また、該当する事実が無い場合についても、照査結果を書面で提出し、確認を求めなければならない。 なお、…
1	1	1	7	0	1	1-1-7	施工計画書	1	1	1	7	0	1	1-1-7	施工計画書	1	1	1	7	0	1	1-1-7	施工計画書
1	1	1	7	1	7	1.	(7)施工方法(仮設備計画、工用地等を含む)	1	1	1	7	1	7	1.	(7)施工方法(主要機械、仮設備計画、工用地等を含む)	1	1	1	7	1	7	1.	(7)施工方法(主要機械、仮設備計画、工用地等を含む)
1	1	1	7	5	1	5.	請負者は、施工計画書を提出した際、監督員から指示された事項を詳細に記載した施工計画書を、指示された時までに提出しなければならない。	1	1	1	7	5	1	5.	請負者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。	1	1	1	7	5	1	5.	請負者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。
1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事カルテ作成、登録	1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事カルテ作成、登録	1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事カルテ作成、登録
1	1	1	8	1	1	1.	…完成時は工事完成後10日以内に登録機関に登録申請しなければならない。ただし、平成16年11月1日以降完成の工事については、請負金額だけの変更(請負金額が2,500万円を跨ぐ変更は除く)の登録申請は要しない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、直ちに監督員に提示し、確認を受けなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	1	1	1	8	1	1	1.	…完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、直ちに監督員に提示し、確認を受けなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	1	1	1	8	1	1	1.	…完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、直ちに監督員に提示し、確認を受けなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。
1	1	1	13	0	1	1-1-13	工事の下請負	1	1	1	13	0	1	1-1-13	工事の下請負	1	1	1	13	0	1	1-1-13	工事の下請負
1	1	1	13	2	1	2.	追加	1	1	1	13	2	1	2.	下請負者が、地方自治法施行令第167条の4の規定及び福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。	1	1	1	13	2	1	2.	下請負者が、地方自治法施行令第167条の4の規定及び福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
1	1	1	13	2	1	2.	下請負者が福島県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	13	3	1	3.	下請負者が福島県の建設工事入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	13	3	1	3.	下請負者が福島県の建設工事入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
1	1	1	13	3	1	3.	項番号の変更	1	1	1	13	4	1	4.	3. 4.	1	1	1	13	4	1	4.	3. 4.
1	1	1	16	0	1	1-1-16	調査・試験に対する協力	1	1	1	16	0	1	1-1-16	調査・試験に対する協力	1	1	1	16	0	1	1-1-16	調査・試験に対する協力
1	1	1	16	7	1	7.	請負者は、低入札価格調査制度調査対象工事と…								全文削除								
1	1	1	19	0	1	1-1-19	工期変更	1	1	1	19	0	1	1-1-19	工期変更	1	1	1	19	0	1	1-1-19	工期変更
							追加	1	1	1	19	5	1	5.	請負者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。	1	1	1	19	5	1	5.	請負者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。
1	1	1	20	0	1	1-1-20	支給材料及び貸与品	1	1	1	20	0	1	1-1-20	支給材料及び貸与品	1	1	1	20	0	1	1-1-20	支給材料及び貸与品
1	1	1	20	5	1	5.	約款第15条第1項に規定する「引渡場所」は、…								全文削除								
1	1	1	20	6	1	6.	項番号の変更	1	1	1	20	5	1	5.	6. 5.	1	1	1	20	5	1	5.	6. 5.
1	1	1	20	7	1	7.	項番号の変更	1	1	1	20	6	1	6.	7. 6.	1	1	1	20	6	1	6.	7. 6.
1	1	1	20	8	1	8.	項番号の変更	1	1	1	20	7	1	7.	8. 7.	1	1	1	20	7	1	7.	8. 7.
1	1	1	20	9	1	9.	項番号の変更	1	1	1	20	8	1	8.	9. 8.	1	1	1	20	8	1	8.	9. 8.
1	1	1	20	10	1	10.	項番号の変更	1	1	1	20	9	1	9.	10. 9.	1	1	1	20	9	1	9.	10. 9.
1	1	1	21	0	1	1-1-21	工事現場発成品	1	1	1	22	0	1	1-1-22	建設副産物	1	1	1	22	0	1	1-1-22	建設副産物
1	1	1	21	3	1	3.	1-1-22 建設副産物 1項へ移動	1	1	1	22	1	1	1.	1-1-21 工事現場発成品 3項から移動	1	1	1	22	1	1	1.	1-1-21 工事現場発成品 3項から移動
1	1	1	22	0	1	1-1-22	建設副産物	1	1	1	22	0	1	1-1-22	建設副産物	1	1	1	22	0	1	1-1-22	建設副産物
1	1	1	22	1	1	1.	項番号の変更	1	1	1	22	2	1	2.	1. 2.	1	1	1	22	2	1	2.	1. 2.

平成20年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成19年度）								新・条文構成（平成20年度）										
1	1	1	22	2	1		2.	項番号の変更	1	1	1	22	3	1		3.	2.	3.
1	1	1	22	3	1		3.	項番号の変更	1	1	1	22	4	1		4.	3.	4.
1	1	1	22	4	1		4.	項番号の変更	1	1	1	22	5	1		5.	4.	5.
1	1	1	22	5	1		5.	項番号の変更	1	1	1	22	6	1		6.	5.	6.
1	1	1	22	6	1		6.	項番号の変更	1	1	1	22	7	1		7.	6.	7.
								追加	1	1	1	22	8	1		8.	請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付したときは、「産業廃棄物管理票交付等状況報告制度」に基づき、所定の様式に必要事項を記入し、毎年6月30日までに前年度の実績を各振興局等に報告しなければならない。ただし、電子マニフェストにより交付したものについては報告の必要はない。	
1	1	1	23	0	1	1-1-23	監督員による確認及び立会等		1	1	1	21	0	1	1-1-21	工事現場発生品		
1	1	1	23	1	1		1.	…あらかじめ確認・立会願を監督員に…	1	1	1	21	1	1		1.	…あらかじめ確認書(確認・立会願)を監督員に…	
1	1	1	23	6	1		6.	…監督員の確認及び立会等を受けた場合にあっても…	1	1	1	21	6	1		6.	…監督員の確認及び立会等を受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合にあっても、約款…	
1	1	1	23	8	3		8.	(3)…監督員が押印した書面を保管し、検査時に提出…	1	1	1	21	8	3		8.	(3)…監督員が押印した書面の写しを保管しなければならない。	
1	1	1	23	9	1		9.	図面・写真等の資料を整備し、監督員に提出しなければならない。	1	1	1	21	9	1		9.	図面・写真等の資料を整備し、監督員に提出し確認を受けなければならない。	
1	1	1	25	0	1	1-1-25	工事完成検査		1	1	1	25	0	1	1-1-25	工事完成検査		
1	1	1	25	2	5		2.	(5)社内検査結果資料	1	1	1	25	2	5		2.	(5)社内検査結果資料(施工確認願いで提出済みのものは除く)	
1	1	1	27	0	1	1-1-27	中間検査		1	1	1	27	0	1	1-1-27	中間検査		
1	1	1	27	1	1		1.	中間検査は、土木建築工事検査実施要綱に基づき…	1	1	1	27	1	1		1.	中間検査は、約款第31条の2及び中間検査実施要領に基づき…	
1	1	1	29	0	1	1-1-29	施工管理		1	1	1	29	0	1	1-1-29	施工管理		
1	1	1	29	3	1		3.	…当該工事の監督業務を担当している事務所・グループ名を記入…	1	1	1	29	3	1		3.	…当該工事の監督業務を担当している事務所・課名を記入…	
1	1	1	29	5	1		5.	請負者は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を…									全文削除	
1	1	1	29	6	1		6.	項番号の変更	1	1	1	29	5	1		5.	6.	5.
1	1	1	29	7	1		7.	項番号の変更	1	1	1	29	6	1		6.	7.	6.
1	1	1	29	8	1		8.	項番号の変更	1	1	1	29	7	1		7.	8.	7.
1	1	1	29	9	1		9.	項番号の変更	1	1	1	29	8	1		8.	9.	8.
1	1	1	29	10	1		10.	項番号の変更	1	1	1	29	9	1		9.	10.	9.
1	1	1	29	11	1		11.	項番号の変更	1	1	1	29	10	1		10.	11.	10.
1	1	1	33	0	1	1-1-33	工事中の安全確保		1	1	1	33	0	1	1-1-33	工事中の安全確保		
1	1	1	33	4	1		4.	請負者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等…									全文削除	
1	1	1	33	5	1		5.	項番号の変更	1	1	1	33	4	1		4.	5.	4.
1	1	1	33	6	1		6.	項番号の変更	1	1	1	33	5	1		5.	6.	5.
1	1	1	33	7	1		7.	項番号の変更	1	1	1	33	6	1		6.	7.	6.
1	1	1	33	8	1		8.	項番号の変更	1	1	1	33	7	1		7.	8.	7.
1	1	1	33	9	1		9.	項番号の変更	1	1	1	33	8	1		8.	9.	8.
1	1	1	33	10	1		10.	項番号の変更	1	1	1	33	9	1		9.	10.	9.
1	1	1	33	11	1		11.	項番号の変更	1	1	1	33	10	1		10.	11.	10.
1	1	1	33	12	1		12.	…記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提示しなければならない。	1	1	1	33	11	1		11.	…記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	
1	1	1	33	13	1		13.	…工事中の安全を確保しなければならない。	1	1	1	33	12	1		12.	…工事中の安全を確保しなければならない。なお、上記の関係機関から安全確保に関する指摘、改善命令等が文書により行われた場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。	
1	1	1	33	14	1		14.	項番号の変更	1	1	1	33	13	1		13.	14.	13.
1	1	1	33	15	1		15.	項番号の変更	1	1	1	33	14	1		14.	15.	14.
1	1	1	33	16	1		16.	項番号の変更	1	1	1	33	15	1		15.	16.	15.
1	1	1	33	17	1		17.	項番号の変更	1	1	1	33	16	1		16.	17.	16.
1	1	1	33	18	1		18.	項番号の変更	1	1	1	33	17	1		17.	18.	17.
1	1	1	33	19	1		19.	項番号の変更	1	1	1	33	18	1		18.	19.	18.
1	1	1	33	20	1		20.	項番号の変更	1	1	1	33	19	1		19.	20.	19.
1	1	1	34	0	1	1-1-34	工事中の安全確保		1	1	1	34	0	1	1-1-34	工事中の安全確保		

平成20年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成19年度）							新・条文構成（平成20年度）								
1	1	1	34	1	1	1.	…なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	34	1	1	1.	…なお、 監督員の請求があった場合には、直ちに 従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を監督員に提出しなければならない。
1	1	1	36	0	1	1-1-36	事故報告書	1	1	1	36	0	1	1-1-36	事故報告書
1	1	1	36	1	1	1.	…「工事現場等における事故発生報告書(第102号様式)」…	1	1	1	36	1	1	1.	…「工事現場等における事故発生報告書」…
1	1	1	39	0	1	1-1-39	交通安全管理	1	1	1	39	0	1	1-1-39	交通安全管理
1	1	1	39	7	1	7.	請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に…								全文削除
1	1	1	39	8	1	8.	項番号の変更	1	1	1	39	7	1	7.	8. 7.
1	1	1	39	9	1	9.	項番号の変更	1	1	1	39	8	1	7.	項番号の変更
1	1	1	39	10	1	10.	項番号の変更	1	1	1	39	9	1	9.	10. 9.
1	1	1	39	11	1	11.	項番号の変更	1	1	1	39	10	1	10.	11. 10.
1	1	1	39	12	1	12.	項番号の変更	1	1	1	39	11	1	11.	12. 11.
1	1	1	39	13	1	13.	項番号の変更	1	1	1	39	12	1	12.	13. 12.
1	1	1	39	14	1	14.	項番号の変更	1	1	1	39	13	1	13.	14. 13.
1	1	1	39	15	1	15.	項番号の変更	1	1	1	39	14	1	14.	15. 14.
1	1	1	39	16	1	16.	項番号の変更	1	1	1	39	15	1	15.	16. 15.
1	1	1	39	17	1	17.	項番号の変更	1	1	1	39	16	1	16.	17. 16.
							追加	1	1	1	39	17	1	17.	請負者は、 現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ、一般交通に支障のないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。
							追加	1	1	1	39	18	1	18.	請負者は、 供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、保安施設設備基準(共通仕様書土木工事編 (参考資料))を遵守するものとする。
1	1	1	47	0	1	1-1-47	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	47	0	1	1-1-47	保険の付保及び事故の補償
1	1	1	47	5	1	5.	…また当該請負契約金額から消費税に引いた額が…	1	1	1	47	5	1	5.	…また当該請負契約金額から消費税を引いた額が…
1	1	1	51	0	1	1-1-51	追加	1	1	1	51	0	1	1-1-51	低入札価格調査制度対象工事
								1	1	1	51	1	1	1.	低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合には、重点監督の対象と…
								1	1	1	51	2	1	2.	請負者は、低入札価格調査制度調査対象となった工事については、…
								1	1	1	51	3	1	3.	主任技術者又は監理技術者の専任配置が義務付けられている工事…
1	1	1	51	0	1	1-1-51	道路構造物の記録保存	1	1	1	52	0	1	1-1-52	道路構造物の記録保存
1	1	1	54	0	1	1-1-54	道路舗装構成等の記録保存	1	1	1	53	0	1	1-1-53	道路舗装構成等の記録保存
1	1	1	52	0	1	1-1-52	各種要領・参考資料等	1	1	1	54	0	1	1-1-54	各種要領・参考資料等
1	1	1	52	1	1	1.	福島県土木部技術管理グループのホームページから入手できる資料	1	1	1	54	1	1	1.	福島県土木部技術管理課のホームページから入手できる資料
1	1	1	52	1	2	1.	(2) 土木建築工事検査基準	1	1	1	54	1	2	1.	(2) 福島県工事検査基準
1	1	1	52	1	2	1.	(2) 土木建築(設備)工事検査実施要領	1	1	1	54	1	2	1.	(2) 福島県工事検査実施要綱
1	1	1	52	3	1	3.	(1)…http://www.jajsh.gr.jp/horei/hor1-44/hor1-44/…	1	1	1	54	3	1	3.	(1)…http://www.jajsh.gr.jp/horei/hor1-44/hor1-44-7-1-2.html
1	1	1	52	5	1	5.	福島県環境共生領域のホームページから入手できる資料	1	1	1	54	5	1	5.	福島県環境共生課のホームページから入手できる資料
							追加	1	1	1	54	6	1	6.	福島県生活環境部不法投棄対策室のホームページから入手できる資料
							追加	1	1	1	54	7	1	7.	福島県総務部入札監理課のホームページから入手できる資料
1	1	1	53	1	1	1-1-53	共通仕様書の改正・訂正	1	1	1	55	1	1	1-1-55	共通仕様書の改正・訂正
1	1	1	52	1	1	1.	この共通仕様書は福島県土木部技術管理グループのホームページから…	1	1	1	55	1	1	1.	この共通仕様書は福島県土木部技術管理課のホームページから…
1	2	0	0	0	1	第2章	土工	1	2	0	0	0	1	第2章	土工
1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工
1	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項	1	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項
1	2	3	1	9	1	9.	…設計図書に示されていない場合には、監督員と協議しなければならない。	1	2	3	1	9	1	9.	… 処理方法 が示されていない場合には、 設計図書 に関して監督員と協議しなければならない。
1	2	3	3	0	1	2-3-3	盛土工	1	2	3	3	0	1	2-3-3	盛土工
							追加	1	2	3	3	19	1	19.	請負者は、 土羽土の施工に当たり、法面浸食のおそれのない粘着性のある材料を使用しなければならない。
1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工
1	2	4	3	0	1	2-4-3	路体盛土工	1	2	4	3	0	1	2-4-3	路体盛土工
							追加	1	2	4	3	17	1	17.	請負者は、 土羽土の施工に当たり、法面浸食のおそれのない粘着性のある材料を使用しなければならない。

平成20年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成19年度）										新・条文構成（平成20年度）													
1	2	4	4	0	1	2-4-4	路床盛土工	1	2	4	4	0	1	2-4-4	路床盛土工	1	2	4	4	20	1	20.	読者は、土羽土の施工に当たり、法面浸食のおそれのない粘着性のある材料を使用しなければならない。
							追加																
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1		
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1		
2	2	3	0	0	1	第3節	骨材	2	2	3	0	0	1	第3節	骨材	2	2	3	0	0	1		
2	2	3	4	0	1	2-3-4	アスファルト用再生骨材	2	2	3	4	0	1	2-3-4	アスファルト用再生骨材	2	2	3	4	0	1		
2	2	3	4	1	1	1.	表2-12 洗い試験で失われる量(%)	2	2	3	4	1	1	1.	表2-12 骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量(%)	2	2	3	4	1	1		
2	2	3	4	1	1	1.	表2-12 アスファルト コンクリート再生骨材	2	2	3	4	1	1	1.	表2-12 規格値	2	2	3	4	1	1		
2	2	3	5	0	1	2-3-5	ファイラー	2	2	3	5	0	1	2-3-5	ファイラー	2	2	3	5	0	1		
2	2	3	5	1	1	1.	…石粉及びフライアッシュは水分1.0%以下のものを使用する。	2	2	3	5	1	1	1.	…石灰岩を粉砕した石粉の水分量は水分1.0%以下のものを使用する。	2	2	3	5	1	1		
2	2	3	5	3	1	3.	表2-14 項目、規定へ追加	2	2	3	5	3	1	3.	表2-14 加熱変質 変質なし	2	2	3	5	3	1		
2	2	3	5	3	1	3.	表2-14 合格	2	2	3	5	3	1	3.	表2-14 1/4以下	2	2	3	5	3	1		
2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材	2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材	2	2	5	0	0	1		
2	2	5	20	0	1	2-5-20	追加	2	2	5	20	0	1	2-5-20	落石防止柵の亜鉛めっき	2	2	5	20	0	1		
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1		
2	2	6	2	0	1	2-6-2	セメント	2	2	6	2	0	1	2-6-2	セメント	2	2	6	2	0	1		
2	2	6	2	1	1	1.	表2-17 区分へ追加	2	2	6	2	1	1	1.	表2-17 (5)低熱ポルトランド (6)耐硫酸塩ポルトランド	2	2	6	2	1	1		
2	2	6	2	1	1	1.	表2-17 項目の追加	2	2	6	2	1	1	1.	表2-17 エコセメントを追加	2	2	6	2	1	1		
2	2	7	0	0	1	第7節	セメントコンクリート製品	2	2	7	0	0	1	第7節	セメントコンクリート製品	2	2	7	0	0	1		
2	2	7	4	0	1	2-7-4	追加	2	2	7	4	0	1	2-7-4	コンクリート法留(プレキャスト製品)	2	2	7	4	0	1		
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1		
2	2	8	4	0	1	2-8-4	追加	2	2	8	4	0	1	2-8-4	アスファルト注入材料	2	2	8	4	0	1		
2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1		
2	2	12	2	0	1	2-12-2	区画線	2	2	12	2	0	1	2-12-2	区画線	2	2	12	2	0	1		
2	2	12	2	2	1	2.	表 項目の追加	2	2	12	2	2	1	2.	表 水性型 W=15cmを追加	2	2	12	2	2	1		
2	2	13	0	0	1	第13節	その他	2	2	13	0	0	1	第13節	その他	2	2	13	0	0	1		
2	2	13	4	0	1	2-13-4	河川護岸用吸い出し防止シート	2	2	13	4	0	1	2-13-4	河川護岸用吸い出し防止シート	2	2	13	4	0	1		
2	2	13	4	2	1	2.	河川護岸用吸い出し防止シートの品質は、次表の規格に適合したものでなければならない。	2	2	13	4	2	1	2.	河川護岸用吸い出し防止シートの品質は、次表の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」(国土交通大臣認可)を有しているシートとする。……	2	2	13	4	2	1		
2	2	13	4	3	1	3.	品質証明のための成績試験表は、通常の生産過程において……	2	2	13	4	3	1	3.	河川護岸用吸い出し防止シートの敷設は以下のとおりとする。……	2	2	13	4	3	1		
2	2	13	5	0	1	2-13-5	追加	2	2	13	5	0	1	2-13-5	無収縮モルタル	2	2	13	5	0	1		
2	2	13	6	0	1	2-13-6	追加	2	2	13	6	0	1	2-13-6	トンネル防水工	2	2	13	6	0	1		
2	2	13	7	0	1	2-13-7	追加	2	2	13	7	0	1	2-13-7	雑石(沈石用)の確認	2	2	13	7	0	1		
2	2	13	5	0	1	2-13-5	防砂板	2	2	13	8	0	1	2-13-8	防砂板	2	2	13	8	0	1		
2	2	13	6	0	1	2-13-6	道路照明標示板	2	2	13	9	0	1	2-13-9	道路照明標示板	2	2	13	9	0	1		
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1		
3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工	3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工	3	1	0	0	0	1		
3	1	3	0	0	1	第3節	共通的工種	3	1	3	0	0	1	第3節	共通的工種	3	1	3	0	0	1		
3	1	3	7	0	1	1-3-7	植生工	3	1	3	7	0	1	1-3-7	植生工	3	1	3	7	0	1		
3	1	3	7	0	1	12.	種子吹付工及び客土散布の施工については……	3	1	3	7	12	1	12.	種子散布吹付工及び客土散布の施工については……	3	1	3	7	12	1		
3	1	3	7	0	1	14.	(2)…荷重によってネットに損傷が生じないように……	3	1	3	7	14	1	14.	(2)…荷重によってシート・マットに損傷が生じないように……	3	1	3	7	14	1		
3	1	3	7	0	1	15.	…植生工の施工にあたり、種子帯の切断が生じないように……	3	1	3	7	15	1	15.	…植生工の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように……	3	1	3	7	15	1		
3	1	3	13	0	1	1-3-13	道路付属物工	3	1	3	13	0	1	1-3-13	道路付属物工	3	1	3	13	0	1		
3	1	3	13	5	1	5.	追加	3	1	3	13	5	1	5.	読者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱に道路管理者名「福島県」が入った材料を使用しなければならない。	3	1	3	13	5	1		
3	1	3	13	5	1	5.	項番号の変更	3	1	3	13	6	1	6.	5. 6.	3	1	3	13	6	1		
3	1	3	13	6	1	6.	項番号の変更	3	1	3	13	7	1	7.	6. 7.	3	1	3	13	7	1		
3	1	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	1	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	1	6	0	0	1		

平成20年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成19年度）							新・条文構成（平成20年度）																																																																																																																																																																																												
3	1	6	2	0	1	1-6-2	3	1	6	2	0	1	1-6-2	3	1	6	2	0	1	1-6-2	3	1	6	2	0	1	14.	3	1	6	2	14	1	14.	3	1	6	3	0	1	1-6-3	3	1	6	3	0	1	1-6-3	3	1	6	3	4	1	4.	3	1	6	3	4	1	4.	3	1	6	3	5	1	5.	3	1	6	3	5	1	5.	3	1	6	3	6	1	6.	3	1	6	3	6	1	6.	3	1	6	3	7	1	7.	3	1	6	3	7	1	7.	3	1	6	6	0	1	1-6-6	3	1	6	6	0	1	1-6-6	3	1	6	6	3	1	3.	3	1	6	6	3	1	3.	3	1	6	6	13	1	13.	3	1	6	6	13	1	13.	3	1	6	8	0	1	1-6-8	3	1	6	8	0	1	1-6-8	3	1	6	8	7	1	7.	3	1	6	8	7	1	7.	3	1	6	8	7	1	7.	3	1	6	8	8	1	8.	3	1	6	8	8	1	8.
アスファルト舗装の材料							アスファルト舗装の材料																																																																																																																																																																																												
表1-20 空欄に追加							表1-20 水膨張比(%)																																																																																																																																																																																												
コンクリート舗装の材料							コンクリート舗装の材料																																																																																																																																																																																												
(20)・・・ずらして設置しなければならない。・・・							(20)・・・ずらして設置しなければならない。 なお、表面は原則としてレーンマークに合わせるものとする。																																																																																																																																																																																												
(16)・・・本条4項(15)～(17)号によるものとする。・・・							(16)・・・本条4項(11)～(13)号によるものとする。・・・																																																																																																																																																																																												
(17)・・・本条4項(18)～(20)号によるものとする。・・・							(17)・・・本条4項(14)～(16)号によるものとする。・・・																																																																																																																																																																																												
(18)・・・本条4項(21)～(24)号によるものとする。・・・							(18)・・・本条4項(17)～(20)号によるものとする。・・・																																																																																																																																																																																												
コンクリート舗装工							コンクリート舗装工																																																																																																																																																																																												
表1-27 規格値 2.9MPa							表1-27 規格値 2.0MPa																																																																																																																																																																																												
(2)・・・表2-26,表2-27に適合するものとする。							(2)・・・表1-26,表1-27に適合するものとする。																																																																																																																																																																																												
ブロック舗装工							ブロック舗装工																																																																																																																																																																																												
追加							請負者は、 ブロックの目地が2～3mm程度、敷設が常に目地ラインを・・・																																																																																																																																																																																												
項番号の変更							7. 8.																																																																																																																																																																																												

旧・条文構成（平成19年度）							新・条文構成（平成20年度）																											
4	0	0	0	0	1	第4編 道路編	4	0	0	0	0	1	第4編 道路編	4	0	0	0	0	1	第4編 道路編	4	2	0	0	0	1	第2章 舗装	4	2	0	0	0	1	第2章 舗装
4	2	0	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	4	2	0	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	4	2	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	4	2	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準							
4	2	2	1	0	1	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（昭和56年4月）	4	2	2	1	0	1	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	4	2	2	1	0	1	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（昭和56年4月）	4	2	2	1	0	1	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）							
4	2	3	0	0	1	第3節 舗装工	4	2	3	0	0	1	第3節 舗装工	4	2	3	0	0	1	第3節 舗装工	4	2	3	0	0	1	第3節 舗装工							
4	2	3	7	0	1	2-3-7 排水性舗装工	4	2	3	7	0	1	2-3-7 排水性舗装工	4	2	3	7	0	1	2-3-7 排水性舗装工	4	2	3	7	0	1	2-3-7 排水性舗装工							
4	2	3	7	5	1	5. 表2-3 13.2mm 最大粒径(13) 95～100	4	2	3	7	5	1	5. 表2-3 13.2mm 最大粒径(13) 90～100	4	2	3	7	5	1	5. 表2-3 13.2mm 最大粒径(13) 90～100	4	2	3	7	5	1	5. 表2-3 13.2mm 最大粒径(13) 90～100							
4	2	3	8	0	1	2-3-8 透水性舗装工(車道)	4	2	3	8	0	1	2-3-8 透水性舗装工(車道)	4	2	3	8	0	1	2-3-8 透水性舗装工(車道)	4	2	3	8	2	1	2. 表2-3 13.2mm 最大粒径(13) 90～100							
4	2	3	8	2	1	2. 表2-5 13.2mm 最大粒径(13) 95～100	4	2	3	8	2	1	2. 表2-3 13.2mm 最大粒径(13) 90～100	4	2	3	8	2	1	2. 表2-3 13.2mm 最大粒径(13) 90～100	4	2	10	0	0	1	第10節 道路植栽工							
4	2	10	0	0	1	第10節 道路植栽工	4	2	10	0	0	1	第10節 道路植栽工	4	2	10	0	0	1	第10節 道路植栽工	4	2	10	0	0	1	第10節 道路植栽工							
4	2	10	3	0	1	2-10-3 道路植栽工	4	2	10	3	0	1	2-10-3 道路植栽工	4	2	10	3	0	1	2-10-3 道路植栽工	4	2	10	3	0	1	2-10-3 道路植栽工							
4	2	10	3	6	1	6. (1)請負者は、植え付けについて、・・・指示を受けなければならない。	4	2	10	3	6	1	6. (1)請負者は、植え付けについては、・・・指示を受けなければならない。 ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。	4	2	10	3	6	1	6. (1)請負者は、植え付けについては、・・・指示を受けなければならない。 ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。	4	2	10	3	6	1	6. (2)・・・不良土、その他樹木の生育に害のあるものは取り除き、・・・							
4	2	10	3	6	1	6. (2)・・・不良土、その他樹木の生育に害のあるものは取り除き、・・・	4	2	10	3	6	1	6. (2)・・・不良土等、生育に有害な雑物を取り除き、・・・	4	2	10	3	6	1	6. (2)・・・不良土等、生育に有害な雑物を取り除き、・・・	4	2	10	3	19	1	19. (4)暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、・・・							
4	2	10	3	19	1	19. (4)暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、・・・	4	2	10	3	19	1	19. (4)暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、・・・	4	2	10	3	19	1	19. (4)暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、・・・	4	4	0	0	0	1	第4章 鋼橋上部							
4	4	0	0	0	1	第4章 鋼橋上部	4	4	0	0	0	1	第4章 鋼橋上部	4	4	0	0	0	1	第4章 鋼橋上部	4	4	0	0	0	1	第4章 鋼橋上部							
4	4	4	0	0	1	第4節 鋼橋架設工	4	4	4	0	0	1	第4節 鋼橋架設工	4	4	4	0	0	1	第4節 鋼橋架設工	4	4	4	0	0	1	第4節 鋼橋架設工							
4	4	4	11	0	1	4-4-11 現場継手工	4	4	4	11	0	1	4-4-11 現場継手工	4	4	4	11	0	1	4-4-11 現場継手工	4	4	4	11	1	1	1. 表4-5 接触面の合計乾燥塗膜厚 90～200μm							
4	4	4	11	1	1	1. 表4-5 接触面の合計乾燥塗膜厚 90～200μm	4	4	4	11	1	1	1. 表4-5 接触面の合計乾燥塗膜厚 90～200μm	4	4	4	11	1	1	1. 表4-5 接触面の合計乾燥塗膜厚 90～200μm	4	4	4	11	1	1	1. 表4-5 接触面の合計乾燥塗膜厚 90～200μm							
4	4	5	0	0	1	第5節 橋梁現場塗装工	4	4	5	0	0	1	第5節 橋梁現場塗装工	4	4	5	0	0	1	第5節 橋梁現場塗装工	4	4	5	0	0	1	第5節 橋梁現場塗装工							
4	4	5	3	0	1	4-5-3 現場塗装工	4	4	5	3	0	1	4-5-3 現場塗装工	4	4	5	3	0	1	4-5-3 現場塗装工	4	4	5	3	0	1	4-5-3 現場塗装工							
4	4	5	3	1	1	1. 請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、付着した油脂類は除去し、さび落とし清掃を行わなければならない。なお、素地調整は、3種クレンとし、素地調整のグレードとは、SIS規格でSt3以上とするものとする。	4	4	5	3	1	1	1. 請負者は、 現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。	4	4	5	3	1	1	1. 請負者は、 現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。	4	4	5	3	8	1	8. 請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果がNaCl50mg/m2以上の時は水洗いするものとする。							
4	4	5	3	8	1	8. 請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果がNaCl50mg/m2以上の時は水洗いするものとする。	4	4	5	3	8	1	8. 請負者は、 海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いするものとする。	4	4	5	3	8	1	8. 請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果がNaCl50mg/m2以上の時は水洗いするものとする。														
4	4	5	3	9	1	9. (1)塗布作業時の気温・湿度の制限は・・・	4	4	5	3	9	1	9. 塗布作業時の気温・湿度の制限は・・・	4	4	5	3	9	1	9. 塗布作業時の気温・湿度の制限は・・・	4	4	5	3	9	1	9. 塗布作業時の気温・湿度の制限は・・・							
4	4	5	3	9	1	(2)降雨等で表面が塗れているとき。	4	4	5	3	9	1	(1)降雨等で表面が塗れているとき。	4	4	5	3	9	1	(1)降雨等で表面が塗れているとき。	4	4	5	3	9	1	(1)降雨等で表面が塗れているとき。							
4	4	5	3	9	1	(3)風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	4	4	5	3	9	1	(2)風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	4	4	5	3	9	1	(2)風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	4	4	5	3	9	1	(2)風が強いとき、及びじんあいが多いとき。							
4	4	5	3	9	1	(4)塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	4	4	5	3	9	1	(3)塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	4	4	5	3	9	1	(3)塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	4	4	5	3	9	1	(3)塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。							
4	4	5	3	9	1	(5)炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。	4	4	5	3	9	1	(4)炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。	4	4	5	3	9	1	(4)炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。	4	4	5	3	9	1	(4)炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。							
4	4	5	3	9	1	(6)その他監督員が不適当と認めるとき。	4	4	5	3	9	1	(5)その他監督員が不適当と認めるとき。	4	4	5	3	9	1	(5)その他監督員が不適当と認めるとき。	4	4	5	3	9	1	(5)その他監督員が不適当と認めるとき。							
4	4	5	3	15	1	・・・ただしプライマーは除くものとする。	4	4	5	3	15	1	15. ・・・ただしプライマーは除くものとする。 また、箱げた上フランジなどのコンクリート接続部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。	4	4	5	3	15	1	15. ・・・ただしプライマーは除くものとする。 また、箱げた上フランジなどのコンクリート接続部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。														

平成20年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成19年度）							新・条文構成（平成20年度）									
4	4	6	0	0	1	第6節	床版工	4	4	6	0	0	1	第6節	床版工	
4	4	6	1	0	1	4-6-1	一般事項	4	4	6	1	0	1	4-6-1	一般事項	
							追加	4	4	6	1	2	1	2.	請負者は、床版コンクリートの打設順序、打設設備等は、施工計画書に記載しなければならない。	
4	4	7	0	0	1	第7節	橋梁付属工	4	4	7	0	0	1	第7節	橋梁付属工	
4	4	7	2	0	1	4-7-2	伸縮装置工	4	4	7	2	0	1	4-7-2	伸縮装置工	
							追加	4	4	7	2	3	1	3.	請負者は、伸縮装置に用いるシール材及びバックアップ材の種類について、監督員の承諾を得なければならない。	
							追加	4	4	7	2	4	1	4.	請負者は、鋼製伸縮装置の製作においては、床版施工時期を考慮して伸縮量及び遊間量を計算し、仮付けを行わなければならない。	
4	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)	4	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)	
4	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
4	6	2	1	0	1		ずい道工事等における換気技術指針(設計及び粉じん等の測定)	4	6	2	1	0	1		ずい道工事等における換気技術指針(設計及び保守管理)	
4	6	4	0	0	1	第4節	支保工	4	6	4	0	0	1	第4節	支保工	
4	6	4	1	0	1	6-4-1	一般事項	4	6	4	1	0	1	6-4-1	一般事項	
							追加	4	6	4	1	5	1	5.	支保工間隔は、地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本数に変更がなければ所定の建込間隔とみなすものとする。	
4	6	4	4	0	1	6-4-4	ロックボルト工	4	6	4	4	0	1	6-4-4	ロックボルト工	
							追加	4	6	4	4	6	1	6.	先打ちボルト(フォアパイリング)の突孔角度等詳細については、監督員の承諾を得るものとする。	
4	7	0	0	0	1	第7章	トンネル(矢板)	4	7	0	0	0	1	第7章	トンネル(矢板)	
4	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
4	7	2	1	0	1		ずい道工事等における換気技術指針(設計及び粉じん等の測定)	4	7	2	1	0	1		ずい道工事等における換気技術指針(設計及び保守管理)	
4	9	0	0	0	1	第9章	鋼製シェッド	4	9	0	0	0	1	第9章	鋼製シェッド	
4	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
4	9	2	1	0	1		鋼道路橋塗装便覧(平成16年4月)	4	9	2	1	0	1		鋼道路橋塗装・防食便覧(平成17年12月)	
4	9	2	1	0	1		追加	4	9	2	1	0	1		道路防雪便覧(平成2年5月)	
4	15	0	0	0	1	第15章	道路維持	4	15	0	0	0	1	第15章	道路維持	
4	15	1	0	0	1	第1節	適用	4	15	1	0	0	1	第1節	適用	
4	15	1	1	5	1		5. ……場合は、第1編総則1-1-48の規定に基づき…	4	15	1	1	5	1		5. ……場合は、第1編総則1-1-50の規定に基づき…	
4	15	4	0	0	1	第4節	舗装工	4	15	4	0	0	1	第4節	舗装工	
4	15	4	4	0	1	15-4-4	舗装打換え工	4	15	4	4	0	1	15-4-4	舗装打換え工	
4	15	4	4	2	1		2.	追加	4	15	4	4	2	2	2.	(2)隅角部、縁部の締めめは、特に入念に行わなければならない。
4	15	4	4	2	1		項番号の変更	4	15	4	4	2	3		(2). (3).	
							追加	4	15	4	4	2	4		(4)車道打換え等によって生じる段差の撤付について、横断方向(車の進行方向)の段差は5%以内の勾配で日々行い、交通開放しなければならない。なお、縦断方向(道路中央線方向)の段差は原則としてつくってはならない。	
4	15	4	4	2	1		項番号の変更	4	15	4	4	2	5		(3). (5).	
4	15	21	0	0	1	第21節	除草工	4	15	21	0	0	1	第21節	除草工	
4	15	21	2	0	1	15-21-2	道路除草工	4	15	21	2	0	1	15-21-2	道路除草工	
							追加	4	15	21	2	2	1	2.	請負者は、除草中又は後片付け中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。	
							追加	4	15	21	2	3	1	3.	請負者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行うものとする。	
4	15	21	2	0	1		2. ……刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	4	15	21	2	4	1	4.	……刈り取った草等を交通に支障のないように、中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、又、のり面では速やかに片付けなければならない。	
4	17	0	0	0	1	第17章	消雪工	4	17	0	0	0	1	第17章	消雪工	
4	17	1	1	0	1	17-1-1	さく井工	4	17	1	1	0	1	17-1-1	さく井工	
4	17	1	2	0	1	17-1-2	ケーシング工	4	17	1	2	0	1	17-1-2	ケーシング工	
4	17	1	3	0	1	17-1-3	揚水機工	4	17	1	3	0	1	17-1-3	揚水試験	
4	17	1	4	0	1	17-1-4	電気工	4	17	1	4	0	1	17-1-4	揚水機工	

平成20年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成19年度）										新・条文構成（平成20年度）																																																					
4	17	1	5	0	1	17-1-5	横引配管	4	17	1	5	0	1	17-1-5	横引配管	4	17	1	6	0	1	17-1-6	本線配管	4	17	1	6	0	1	17-1-6	電気工	4	17	1	7	0	1	17-1-7	噴水	4	17	1	7	0	1	17-1-7	配管工	4	17	1	8	0	1	17-1-8	銘板	4	17	1	8	0	1	17-1-8	操作盤工
5	0	0	0	0	1	第5編	河川編	5	0	0	0	0	1	第5編	河川編	5	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	5	1	4	0	0	1	第4節	矢板護岸工	5	1	4	3	0	1	1-4-3	笠コンクリート工	5	1	4	3	0	1	1-4-3	笠コンクリート工																
5	1	4	0	0	1	第4節	矢板護岸工	5	1	4	0	0	1	第4節	矢板護岸工	5	1	4	3	3	1	3.	読者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。……	5	1	4	3	4	1	4.	3. 4.																																
5	1	4	3	0	1	3.	追加	5	1	4	3	4	1	4.	追加	5	1	5	0	0	1	第5節	法覆護岸工	5	1	5	0	0	1	第5節	法覆護岸工																																
5	1	5	0	0	1	第5節	法覆護岸工	5	1	5	0	0	1	第5節	法覆護岸工	5	1	5	2	0	1	1-5-2	材料	5	1	5	2	0	1	1-5-2	材料																																
5	1	5	2	0	1	1-5-2	材料	5	1	5	2	0	1	1-5-2	材料	5	1	5	2	2	1	2.	鉄線かご型護岸工は以下によるものとする。	5	1	5	2	2	1	2.	以下削除																																
5	1	5	2	2	1	2.	追加	5	1	5	2	2	1	2.	追加	5	1	12	0	0	1	第12節	仮置水標	5	1	12	0	0	1	第12節	仮置水標																																
5	1	12	0	0	1	第12節	仮置水標	5	1	12	1	0	1	1-12-1	水位の観測	5	1	13	0	0	1	第13節	護岸法覆工																																								
5	1	12	1	0	1	1-12-1	水位の観測	5	1	13	0	0	1	第13節	護岸法覆工	5	1	13	1	0	1	1-13-1	法覆工及び法留工	5	1	13	1	0	1	1-13-1	法覆工及び法留工																																
5	1	13	0	0	1	第13節	護岸法覆工	5	1	13	2	0	1	1-13-2	連接ブロック張工	5	1	13	2	0	1	1-13-2	連接ブロック張工																																								
5	1	13	2	0	1	1-13-2	連接ブロック張工	5	1	13	3	0	1	1-13-3	かごマット工	5	1	13	3	0	1	1-13-3	かごマット工																																								
5	1	13	3	0	1	1-13-3	かごマット工	5	1	13	4	0	1	1-13-4	かごマット(多段積み)	5	1	13	4	0	1	1-13-4	かごマット(多段積み)																																								
5	1	13	4	0	1	1-13-4	かごマット(多段積み)	5	1	13	5	0	1	1-13-5	特殊かごマット(被覆鉄線使用)	5	1	13	5	0	1	1-13-5	特殊かごマット(被覆鉄線使用)																																								
5	1	13	5	0	1	1-13-5	特殊かごマット(被覆鉄線使用)	5	4	0	0	0	1	第4章	水門	5	4	0	0	0	1	第4章	水門																																								
5	4	0	0	0	1	第4章	水門	5	4	0	0	0	1	第4章	水門	5	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準																																
5	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	4	2	1	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成17年4月)	5	4	2	1	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成19年4月)																																		
5	4	2	1	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成17年4月)	5	4	2	1	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成19年4月)	5	4	16	0	0	1	第16節	舗装工	5	4	16	0	0	1	第16節	舗装工																																		
5	4	16	0	0	1	第16節	舗装工	5	4	16	0	0	1	第16節	舗装工	5	4	16	7	0	1	4-16-7	排水性舗装工	5	4	16	7	0	1	4-16-7	排水性舗装工																																
5	4	16	7	0	1	4-16-7	排水性舗装工	5	4	16	7	0	1	4-16-7	排水性舗装工	5	4	16	7	3	1	3.	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー(アスファルト)は高粘度改質アスファルトとし、表4-11の……	5	4	16	7	3	1	3.	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー(アスファルト)はポリマー改質アスファルトとし、表4-11の……																																
5	4	16	7	3	1	3.	追加	5	4	16	7	3	1	3.	追加	8	0	0	0	0	1	第8編	ダム編	8	0	0	0	0	1	第8編	ダム編																																
8	0	0	0	0	1	第8編	ダム編	8	0	0	0	0	1	第8編	ダム編	8	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	8	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム																																
8	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	8	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	8	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	8	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工																																
8	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	8	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	8	1	4	8	0	1	1-4-8	コンクリートの打込み	8	1	4	8	0	1	1-4-8	コンクリートの打込み																																
8	1	4	8	0	1	1-4-8	コンクリートの打込み	8	1	4	8	0	1	1-4-8	コンクリートの打込み	8	1	4	8	6	2	6.	(2)旧コンクリートが0.75m~1.0m未満のリフトの場合は……	8	1	4	8	6	2	6.	(2)旧コンクリートが0.75m以上~1.0m未満のリフトの場合は……																																
8	1	4	8	6	2	6.	追加	8	1	4	8	6	2	6.	追加																																																